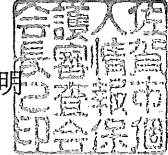


答 申 第 7 8 号
平成25年9月30日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号、第8条第1項第5号
及び第9条第1項に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号、第8条第1項第5号及び第9条第1項の規定に基づき、平成25年7月31日付佐市消防第110号及び平成25年9月17日付佐市消防第159号により諮問がありました「佐賀市防災総合システムによる保有個人情報の電子計算機処理の開始」及び「佐賀市防災総合システムにおける防災用監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。